

不安定雇用、拡大懸念も 改正労働者派遣法、あす施行

2015年9月29日「朝日新聞」

改正労働者派遣法が30日、施行される。企業が同じ仕事を、ずっと派遣社員に任せられるようになる。派遣という不安定な雇用が広がり、働き手に不利益になる、という指摘も。1986年の法律施行以来となる大幅見直しで、「派遣労働」のあり方はどう変わるのか。

■受け入れ期間、制限なしに 正社員の置き換え進む？

法改正がもたらす最大の変化は、企業が派遣社員を受け入れられる期間に制限が事実上、なくなるということだ。期間限定の例外的措置だったはずの派遣の位置づけは、大きく変わる恐れがある。

例えばA社が、工場で部品の組み立てを派遣社員にまかせたとする。これまでは3年たてば、この仕事を派遣社員にまかせせることはできなくなり、A社はこの仕事を正社員などの直接雇用の社員に切り替える必要があった。改正法で、A社は3年ごとに人を代えれば、この仕事をずっと派遣社員にまかせせることができるようになった。

企業にとって派遣社員は、契約期間終了で「雇い止め」にすることも出来るので、「雇用の調整弁」にしやすい。いま、派遣労働者は働き手全体の2%にすぎない。だが、正社員が担っていた仕事も、企業がどんどん派遣社員に置き換える動きが進みかねない——。これが労働組合などが懸念を示してきたポイントだ。労組からは「一生涯、派遣社員のままで過ごす人が増えるのではないか」といった批判が出ている。

政府は取り越し苦労だと繰り返してきた。「労働組合から反対意見があれば、労使間で実質的な話し合いができる仕組みだ。正社員から派遣社員への置き換えは進まない」(安倍晋三首相)などとする。ただ企業は、労組の意見を聞くだけで、反対をされても派遣社員の受け入れをやめることは義務づけられていない。この仕組みが機能する保証はない。



労働者派遣法はこう変わる<グラフィック・甲斐規裕>

■ 専門26業務、規定なくなる 3年契約ごとに職失う？

派遣社員の働き方も大きく変わりそうだ。

Bさんは、C社で働き始めて8年。パソコンでエクセルを使う仕事を中心だったので「専門26業務」の派遣社員として働いてきた。これまでの制度では、専門26業務であれば、期間制限なく、ずっとC社のこの職場で働くことができた。

ところが改正法で専門26業務の規定はなくなる。Bさんは、改正法が施行されて最初の契約から3年後には契約満了となり、慣れ親しんだ職場を離れなくてはならない――。

これまで派遣社員が同じ職場で働ける期間は最長3年までだったが、秘書や通訳など専門26業務には期間の制限がなかった。今後は、派遣先の企業が直接雇ってくれないと3年ごとに職を失う恐れが出てきて、新しい働き口を探さないといけなくなる。

このため派遣会社には、いろいろな「雇用安定措置」が義務づけられた。まず直接雇ってもらえないか派遣先の企業に頼み、無理なら「新しい働き口を紹介する」「無期契約で自ら雇う」といった対応が必要になる。

ただ、紹介された新しい働き口が遠い場所だったり、賃金が下がったりすれば、働き続けるのは難しくなる。改正法は「合理的なものに限る」としたが、判断のための基準は厚生労働省に委ねられ、そのマニュアルは、まだ発表されていない。

派遣社員の能力を高める教育訓練も義務づけるが、厚労省は、フルタイムの派遣社員なら訓練時間を「年8時間以上」とする考えを示した程度。「正社員への道を開く」(安倍首相)というが、派遣会社任せの面が多い。

■ 派遣会社は許可制に 悪質業者排除狙う

派遣会社への規制を強める点もポイントだ。派遣事業をするには、厚労省の許可が必要になる。

これまでは届け出だけの派遣事業も認めてきた。届け出だけの事業所数は約5万4千で、許可を受けている事業所(約1万7千)の3倍ある。

しかし、短い契約での雇用を繰り返したり、禁止業務に派遣したりする悪質な業者が横行。事業廃止などの処分を受ける件数が多かった。例えば届け出だけの業者への処分は2014年度に全国で60件あり、許可業者の7件を大幅に上回った。すべて許可制にすることで、悪質

な業者を、最初から排除するのが狙いだ。国は、許可の取り消しも含めた指導ができるようになる。許可をとらずに事業をしていたことがわかった場合は、その会社の名前を公表する。

(北川慧一、末崎毅)

■禁止業務させれば制裁も 来月「みなし制度」開始

10月からは、12年の派遣法改正で盛り込まれた「労働契約申し込み みなし制度」も始まる。違法派遣があった場合は、派遣先の企業が労働者に直接雇用の契約を申し込んだとみなして制裁がかかる仕組みで、働き手を守る内容だ。

例えば企業が、港湾での荷役などといった派遣の受け入れが禁じられている業務で派遣社員に仕事をさせたとする。この場合、派遣先の企業が派遣社員に対して自社で雇う契約を申し込んだとみなされ、派遣社員が希望すれば派遣先の社員になる道が開かれる。

この制度があるため、国は改正法の施行日を9月30日にした。政府は、例えば秘書が来客にお茶を出した場合などに期間の制限なく受け入れることができる専門26業務にあたるかがわかりにくく、現行法のままだと訴訟につながりかねない、としていた。